退職予定の組合員の皆さんへ

退職後の医療保険制度について

~ 加入の手続きはお忘れなく

組合員が退職した場合には、何らかの健康保険制度に加入しなければならず、どの保険に加入するかは、 再就職されるかどうかで異なります。

再就職をした場合

(再就職先が民間企業の場合) 健康保険に加入

(再就職先が官公庁(再任用)の場合) 共済組合に加入

退職

※アルバイトや短時間勤務のため健康保険や 共済組合の加入要件に満たない場合

国民健康保険に加入

家族が加入している 健康保険の被扶養者になる

本組合の任意継続組合員になる

再就職をしなかった場合

任意継続組合員制度の概要

● 任意継続組合員とは

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方が退職したときに、掛金(所属所の負担金分も含めた額)を負 担することによって最長2年間、在職中と同様の短期給付(任意継続組合員の期間内に発生した傷病手当金・出産手当金・ 休業手当金・育児休業手当金・介護休業手当金を除く) が受けられ、福祉事業である貯金事業と貸付事業のうち高額医 療貸付と出産貸付を利用することができます。

● 加入手続き

「任意継続組合員資格取得申出書」を共済事務担当課を通じて、退職日から20日以内に共済組合へ提出してください。

● 任意継続掛金

任意継続掛金は、次の①又は②のどちらか低い金額です。また、40歳以上65歳未満の方は、介護分も必要です。

- ① 退職時の標準報酬月額 × 掛金率(※1)
- ② 全組合員の平均標準報酬月額^(※2) × 掛金率

※1 (参考) 令和元年度の掛金率

短期:98.43/1000 介護:15.00/1000

(令和2年度の掛金率は、3月頃の確定となります。)

※2 令和元年9月30日における全組合員の平均標準報酬月額:380,000円

納付方法

「年1回払い」又は「年2回払い」を基本とします。この場合、前納割引があります。